

議案第20号

札幌市国民健康保険条例の一部改正

1 改正項目

- (1) 保険料の激変緩和措置
- (2) 保険料の限度額の引き上げ
- (3) 保険料の軽減判定所得基準の拡大

2 改正内容

(1) 保険料の激変緩和措置

令和5年度は、物価高騰対策として、国民健康保険支払準備基金から10億円を活用して、保険料の上昇を抑制したところ。

令和6年度の保険料は、1人当たり医療費が大きく増えることに加え、基金活用により抑制された保険料のやり戻しにより、令和5年度に比べて大きく上昇する見込みとなっている。

このうち、やり戻しに伴う保険料の上昇は、特に中間所得層に大きな影響を与えることとなるため、基金4億円を活用し、中間所得層の保険料負担の激変緩和を図るもの。

	R5 予算 (基金活用後) A	R6 予算		増減 A-C	基金 活用効果 B-C
		基金活用前B	基金活用後C		
平均保険料	143,790円	152,888円	151,241円	7,451円	1,647円
医療分	108,043円	115,789円	114,542円	6,499円	1,247円
支援金分	35,747円	37,099円	36,699円	952円	400円

<モデルケースでの基金活用効果>

給与収入200万円、2人世帯の場合

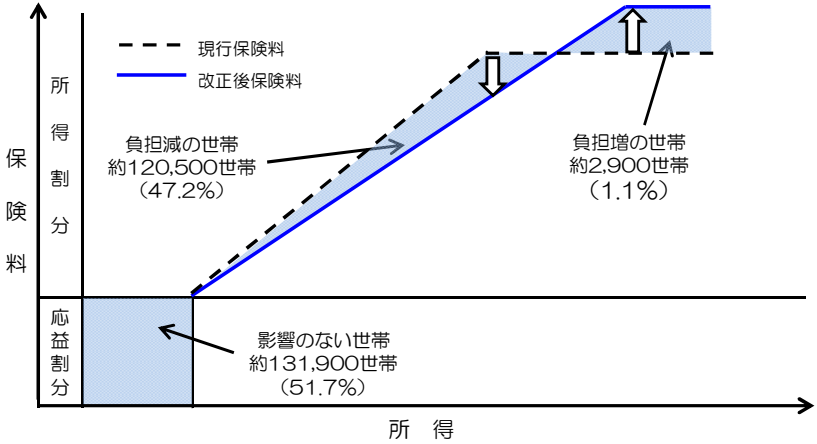
令和5年度(10億円) 5,130円 令和6年度(4億円) 2,580円

(2) 保険料の限度額の引き上げ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、賦課限度額の引き上げを行い、中間所得層の負担軽減を図る。

区分	令和5年度	令和6年度	引き上げ額
医療分	65万円	65万円	—
支援金分	22万円	24万円	2万円
介護分	17万円	17万円	—
合計	104万円	106万円	2万円

【賦課限度額引き上げのイメージ図】



<モデルケース>

2人世帯・介護分ありの場合（令和4年中の所得を用いて保険料率を再算定し計算）

給与収入	令和5年度賦課額	改正後賦課額	差額
200万円	220,970円	220,610円	▲360円
400万円	461,030円	460,090円	▲940円

(3) 低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

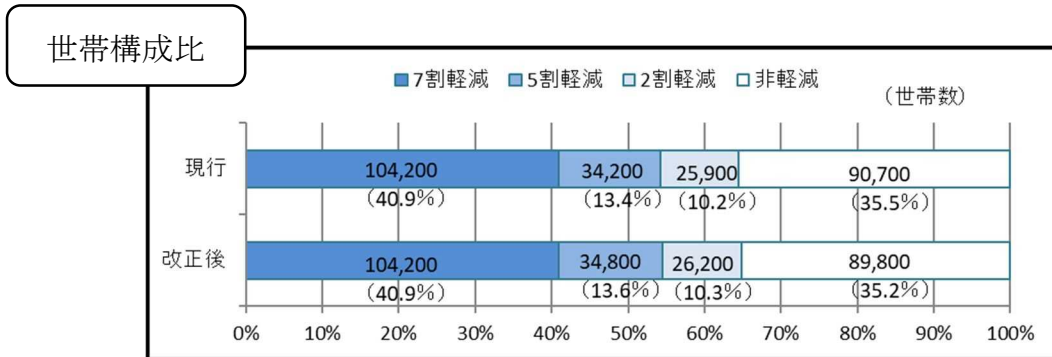
国保法施行令の改正に合わせ、保険料の軽減適用を判定する所得基準の拡大を行う。

区分	現行 所得基準	改正後 所得基準
7割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円以下	変更なし
5割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（29万円×被保険者数）以下	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 + （29万5千円） ×被保険者数）以下
2割軽減	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 +（53万5千円×被保険者数）以下	43万円+（給与年金所得者数-1人）×10万円 + （54万5千円） ×被保険者数）以下

<効果>

○ 低所得者の負担軽減

- ・軽減対象世帯は、約900世帯増加
（軽減なし→2割軽減：約300世帯、2割軽減→5割軽減：約600世帯）
- ・軽減額は、約3,000万円増額となる。



3 施行期日

令和6年4月1日

（改正国民健康保険法施行令の施行期日と同日）